

あさひ園短期入所生活介護・介護予防短期生活介護利用契約書

利用者 _____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人郷寿会（以下「事業者」という。）は、あさひ園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される短期入所生活介護及び介護予防短期生活介護サービス（以下「短期入所生活介護サービス等」とい。）の利用に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービス等を提供します。

2 事業者が利用者に対して実施する短期入所生活介護サービス等の内容、利用期間、費用等の事項（以下「短期入所生活介護等計画」という。）は、短期入所生活介護サービス等の別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。但し、契約期間満了日前に、利用者が要介護又は要支援の状態区分の変更認定を受け、認定期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護又は要支援の認定有効期間満了日とします。

2 契約満了日の2日前までに利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合には、本契約は自動的に更新されたものとします。

第3条（短期入所生活介護計画の作成・変更）

事業者は、居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書（以下、「ケアプラン」という）に沿って利用者の短期入所生活介護

計画書又は介護予防短期入所生活介護計画書（以下、「短期入所生活介護計画書」という）を作成するものとします。

2 事業者は、短期入所生活介護計画書について、利用者及び家族等に対して説明し、同意を得たうえで交付するものとします。

3 事業者は、利用者に係るケアプランが変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画等について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画等を変更するものとします。

4 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を提供するものとします。

2 前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりとします。

第5条（介護保険給付対象外サービス）

事業者は、利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

(1) 食事の提供

(2) 滞在の提供

2 前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は利用者が負担するものとします。

3 第1項の費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりです。

4 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者や家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条に定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービス等を実施する期間をいいます。

第7条（運営規程の遵守）

事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行なうものとします。

2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者及び家族等ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者及び家族等に対して事前に説明することとします。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者を支払うものとします。

但し、利用者が未だ要支援・要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。（要支援・要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。

3 前項の他、利用者は利用期間中の食事費及び滞在費と日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。

4 利用者は、1か月ごとに計算したサービス利用料金について、翌月28日までに次のいずれかの方法により支払うものとします。

（1）自動口座引き落とし（指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。）

（2）現金払い（サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払願います。）

5 利用者は事業者申し出し、サービスの利用を中止することができるものとします。なお、事業者は実施日2日前までに、利用中止の申出がなく実施日にサービスの提供ができないときは、

利用者にキャンセル料として1回につき1,000円の支払いを求めることができるものとします。

第9条（利用の中止・変更・追加）

利用者は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービス等の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス開始日の2日前までに事業者申し出るよう努めるものとします。（もしくは、担当ケアマネージャーを経由して申し出ください。）

2 事業者は、前項に基づく利用者又は家族等からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で希望期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能期間を利用者又は家族等に提示して協議するものとします。

3 利用者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。

4 前項の場合に、利用者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。

5 第3項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうものとします。

第10条（利用料金の変更）

利用者の要介護状態や利用者負担段階の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。

2 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。

3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。

5 第5条3項及び4項に変更があった場合は、利用者又は代理人に事前に通知するものとします。

6 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができるものとします。

第3章 事業者の義務

第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全、確保に配慮するものとします。

2 事業者は利用者の体調・健康状態等の必要な事項について、事業所の医師、看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携及び利用者又は家族等から聴取・確認したうえでサービスを実施するものとします。

3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

5 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを3年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

6 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じるものとします。

第12条（守秘義務等）

事業者及びサービス従事者または従事者であった者は、短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。なお、この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、利用者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項に拘わらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又家族及び親族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 契約者の義務

第13条（利用者の施設利用上の注意義務等）

利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 利用者は、サービス実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第14条（利用者の禁止行為）

利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうこと
- (3) その他決められた以外の物の持ち込み

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

第15条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。なお、第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、以下の各号に該当する場合には、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

- （1）利用者又は家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- （2）利用者又は家族等が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- （3）利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- （4）利用者又は家族等が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第6章 契約の終了

第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- （1）利用者が死亡した場合
- （2）要介護認定により利用者の心身の状況が自立（非該当）と判定された場合

- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうよう努めるものとします。

第19条（利用者からの中途解約）

利用は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- (1) 第7条第3項、第10条第6項により本契約を解約する場合
- (2) 利用者が入院した場合
- (3) 利用者に係るケアプランが変更された場合

第20条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行なった場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス等を実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第21条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- （1）利用者又は家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （2）利用者による、第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- （3）利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

2 退所までに事業者が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額利用者の負担とします。

第22条（精算）

第18条1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第7章 その他

（利用者代理人）

第23条 利用者は、本契約の締結にあたり、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行うことができる代理人を選任することとします。

2 代理人は、利用者が何らかの事由で利用料金を支払えない場合は、連帯して責任を負うこととします。

第24条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者又は家族等からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応す

るものとしてします。

第2条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者又は代理人と誠意をもって協議するものとしてします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び代理人と事業者が記名捺印のうえ、利用者と事業者が各1通を保有するものとしてします。

平成 年 月 日

《利用者》

住所 _____

氏名 _____ (印)

《利用者代理人》

住所 _____

氏名 _____ (印)

《事業者》

住 所 八代市上日置町 2345番地 _____

事業者 社会福祉法人 郷寿会 _____

代表者 理事長 福嶋 隆 (印) _____